

「明治天皇紀」編修と近現代の歴史学

堀 口 修

一、問題の所在

明治天皇や明治史の研究を行う際、臨時帝室編修局が編修した「明治天皇紀」⁽¹⁾を基本的文献として活用することはすでに常識となっている。ではその「明治天皇紀」はどのような経緯で、またどのような人々により編修されたのであろうか。この問いに答えるべく、近年、筆者は公開された関係史料を用いていくつかの小論⁽²⁾を発表してきた。しかしその研究は緒にいたばかりで、検討しなければならぬ点はまだまだ多い。ましてや本稿が取り上げる「明治天皇紀」編修と近現代の歴史学の関係については、殆ど検討されていないのが実情である。

「明治天皇紀」は、こうした点があまり研究されることなく利用の方が先行している。そこで本稿では「明治天皇紀」を編修する際、どのような歴史学的方法がとられたの

かという視点から、その編修過程を検討することにより「明治天皇紀」編修が近現代の歴史学においてどのような位相を占めるのか、という点を考察する糧としたい。但しその検討は紙数の関係もあるので、官制と編修スタッフ、編修の体制と方針、史（資）料蒐集と談話聴取、編修の進捗状況と編修期間の延長、近現代歴史学との関係に絞って行うことをあらかじめお断りして置く。その他のことについては他の機会に譲りたい。

なお本稿で使用する公文書類の内、昭和八年の皇室令第四号「大正三年皇室令第二二号（臨時編修局ヲ置クノ件）廃止ノ件」及び「付属書類」からの引用は頻度が高いので一々表記しないことを御理解していただきたい。

二、官制と編修スタッフ

まず最初に「明治天皇紀」を編修した組織の官制を確認

する。大正三年一月三日付⁽³⁾で皇室令第二二号(全一〇条)が公布・施行され、宮内省内に「明治天皇紀」(以下、御紀と記す)を編修する臨時編修局が設けられた。臨時編修局には総裁以下、副総裁、幹事、御用掛、編修長、編修、書記、また若干の顧問が置かれた。この内、総裁は「局務ヲ掌理シ職員ヲ監督」し、且つ「編修規程及功程」を定めるとされ、編修の最高責任者として局務を掌理する立場であった。⁽⁵⁾また編修スタッフの身分については幹事を除き、総裁以下すべて親任待遇、勅任同、奏任同、判任同というようにすべて待遇身分であったが、大正七年六月七日付公布・施行の皇室令第三号⁽⁶⁾により以下のように改正された。またこれをうけて宮内官官等俸給令及び宮内官任用令もそれぞれ皇室令第四号及び同第五号により改正され、宮内省令第二号により判任官である臨時帝室編修局編修官補・同書記の定員も勅裁を経て定められた。⁽⁷⁾この時の改正で重要なのは、(一) 幹事を主事、編修長を編修官長、編修を編修官と称する、(二) 編修の下に編修官補を置く、(三) 編修官長以下、編修官、編修官補、書記がそれぞれ勅任・奏任・判任とされ、いままでのような待遇ではなく宮内省の正規の定員とする三点で、この体制は昭和八年九月の廃局まで続いた。⁽⁹⁾なお臨時編修局は、大正五年一月四日付皇室令第七号により臨時帝室編修局と改称され、廃局されるまでその

名称が用いられた。⁽¹⁰⁾庁舎は最初、赤坂靈南坂宮内大臣官舎付属建物、大正八年九月以降は麴町区永田町の旧学習院女子部幼稚園の建物を修理・増築して使用した。

さて発足した臨時編修局及び臨時帝室編修局の総裁以下、主な編修員は左の如くであった。そこで各人の就任期間・出身・経歴・業績等を確認してみたい。ゴシックの人物は、臨時編修局発足当初に任命された人物である。⁽¹¹⁾

総裁

土方久元(一八三三～一九一八)⁽¹²⁾。大正三年一月～同

七年一月(逝去)。土佐藩出身。宮内大臣等。

田中光顕(一八四三～一九三九)。大正七年一月～同

八年五月(依願免職)。土佐藩出身。宮内大臣等。

金子堅太郎(一八五三～一九四二)。大正一一年四月～

昭和八年九月。黒田藩出身。農商務大臣等。なお田

中総裁免職後から総裁就任までの間、特命により総

裁職務を摂行。昭和八年九月三日、完成した「明

治天皇紀」を昭和天皇に奉呈する。

副総裁

金子堅太郎。大正四年七月～同一年四月。なお金子

の副総裁就任は、臨時編修局と維新史料編纂会との

天皇紀と維新史の歴史編纂上の調整問題があった。⁽¹³⁾

藤波言忠(一八五三～一九二六)。大正一一年四月～同

一五年五月（逝去）。公家出身。侍従等。藤波はながく明治天皇の侍従などを務めた人物。渡辺幾治郎は、特に岩倉文書をあげて藤波が資料蒐集において熱心・大規模・徹底的であったとし、また編修局の大組織化に尽力したと彼の功労を高く評価している。⁽¹⁴⁾ 御用掛

本多辰次郎（一八六八～一九三八）。大正一五年六月～昭和八年七月。東京帝国大学文科大学毕业。図書寮図書課長・図書寮編修課長等。『勤王思想の発達』等。文学博士。本多は三上編修官長の信任が厚かった人物と言われている。

編修長・編修官長

股野琢⁽¹⁵⁾（一八三八～一九二二）。大正三年一月～大正

一〇年一月。内閣記録局長・久邇宮別当・帝国博物館総長等。

竹越与三郎⁽¹⁶⁾（一八六五～一九五〇）。大正一〇年一月～

同一五年五月。慶応義塾入塾。衆議院議員・貴族院議員。『新日本史』・『二千五百年史』等。

三上参次⁽¹⁷⁾（一八六五～一九三九）。大正一五年五月～昭和八年九月。帝国大学文科大学和文学科卒業。東京帝国大学文科大学教授・帝国学士院会員。文学博士。

『尊皇論発達史』等。

編修・編修官

三宅米吉（一八六〇～一九二九）。大正三年一月～同

八年二月。慶応義塾入塾。東京高等師範学校校長・

宮中顧問官等。文学博士。『日本史学提要』等。

重田定一（一八七四～一九一八）。大正三年一月～同

七年四月（逝去）。東京帝国大学文学国史科卒業。

広島高等師範学校教授・文部省図書審査官。『史説

史話』等。文学博士。

池辺義象（一八六一～一九二三）。大正三年一月～同

一二年三月。東京大学毕业。第一高等学校教授・京

都帝国大学講師等。『日本法制史』等。なお大正四

年臨時編修局に奉職し、後に臨時帝室編修官に任せ

られた渡辺幾治郎は、臨時編修局の創設は池辺義象

の建議によるもので、彼は編修長の予定であったと

いう。⁽¹⁸⁾ 池辺は、これ以前に宮内省図書寮出仕、同図

書属等を勤めたこともある人物。

幸田成友（一八七三～一九五四）。大正七年六月～同一

一年五月。帝国大学文学科史学科卒業。京都帝国

大学文学科大学講師・東京商科大学教授等。文学博士。

『江戸と大坂』等。

上野竹次郎⁽¹⁹⁾（一八八五～一九三三）。大正四年一月～昭

和八年六月（逝去）。官幣中社貴船神社欄干等。『山陵』

等。

木寺柳次郎（一八六八～一九二三）。大正四年七月～同
一二年二月（逝去）。帝国大学文科国史科卒業。

大分県立臼杵中学校長等。『日本歴史』等。

渡辺幾治郎（一八七七～一九六〇）。大正四年七月～昭

和八年九月。早稲田大学文学部史学及英文科・京都

帝国大学文科大学史学科専科卒業。和歌山県誌編纂

主任。『明治天皇と立憲政治』等。

本居清造（一八七三～一九五八）。大正四年八月～昭和

八年九月。國學院本科（選修）卒業。國學院大学講

師等。『本居宣長稿本全集』等。

原稿の作成等、編修の上で実際にリーダーシップを發揮したのは編修（官）長を中心とする御用掛・編修（官）達である。彼らは、右に見たように高等教育機関で近代的な学問、歴史学を学んだ人物か、神道関係の専門知識に精通した人物である。そして彼らの業績内容を検討してみると、決して狭隘なイデオロギーに凝り固まった持ち主ではないことがわかる。勿論、彼らと雖も同時代の価値観から全く逃れることはできない。しかしそのことから一律に彼らの歴史観を否定或いは無視しては不公正の譏りを免れない。もし彼らの歴史編纂を問題にするなら、彼らが「明治天皇紀」の編修においてどのような姿勢で臨み、どのように叙

述したのかという面を検討しないといけない筈である。⁽²¹⁾

だが戦後の歴史学の主流は、戦前の官製版成果を「皇国史観」という範疇で括って一部を除いてそのほとんどを脇に置いて本格的な検討をしなかった結果、それぞれの成果の問題点（到達点も含む）や編纂者の歴史観に目を向けることはなかった。このため彼らがどのような姿勢で編纂作業に取り組んだのかという面の研究がほとんどなされてこなかった。今後はこうした面も含めて戦前の歴史学を総合的に検討する必要がある。

三、編修の体制と方針

編修体制については「明治天皇紀」の編修がながい期間に及んだため、何度も変更されている。それを簡略に記すと左ようになる。

①大正四年一月三〇日制定

第一部・嘉永五年御降誕以後儲位御時代全部・一六年間、第二部・御即位以後廢藩置県に至る・四年間、第三部・自明治五年至同一八年・一四年間、第四部・自明治一九年至同四五年・二七年間

②大正四年五月一四日改定

第一部・嘉永五年御降誕以後儲位御時代全部・一六年間、第二部・御即位以後廢藩置県に至る・四年間、第

三部・自明治五年至同一八年・一四年間、第四部・自明治一九年至同二八年・一〇年間、第五部・自明治一九年至同三八年・一〇年間、第六部・自明治三九年至同四五年崩御・七年間

③大正七年一〇月改定

第一部・自嘉永五年九月二日至明治一四年・三〇年間、第二部・自明治一五年至同三一年・一五年間、第三部・自明治三二年至大喪・一四年間

④大正一三年四月改定

編修官長担任・自嘉永五年御降誕至明治四年・二〇年間、第一部・自明治五年至同一四年・一〇年間、第二部・自明治一五年至同三一年・一七年間、第三部・自明治三二年至大喪・一四年間

⑤昭和二年一二月二〇日改定

第一部・自嘉永五年御降誕至明治四年及び明治二七年、同二八年・二二年間、第二部・自明治五年至同一四年・一〇年間、第三部・自明治一五年至同三一年(内明治二七年、同二八年を除く)・一五年間、第四部・自明治三二年至同大正元年御大喪・一四年間

⑥昭和五年七月改定

第一部・自嘉永五年御降誕至明治三年及び明治二七年、同二八年・二一年間、第二部・自明治四年至同一四年・

一一年間、第三部・自明治一五年至同三二年(内明治二七年、同二八年を除く)・一五年間、第四部・自明治三二年至大正元年大喪・一四年間

⑦昭和六年四月改定

第一部・自嘉永五年御降誕至明治三年・一九年間、第二部・自明治四年至同一四年・一一年間、第三部・自明治一五年至同三一年・一七年間、第四部・自明治三二年至大正元年大喪・一四年間

つぎに編修方針であるが、これは最初から明確な形で確立していた訳ではなかった。金子は、「明治天皇紀」を編修することになった際、御紀の体裁をどのようなものにするかについて悩み、彼は古代の三代実録、孝明天皇紀、中国歴代皇帝の本紀、欧州の皇帝の伝記等を学ぶ。さらには元米国大統領セオドア・ルーズヴェルトに御紀の模範となる参考書の提示をも依頼している。この時のルーズヴェルトの返事は、適切なものがないというものであった。⁽²²⁾そこで金子は、諸元老にはかり、はたまた関係者と検討を重ねながら明治天皇の伝記に相応しい「編修ノ方針基礎及範圍ヲ明確ニシ 御紀タルト同時ニ日本帝国ノ歴史タル明治天皇紀」を編修することを決めたと、昭和八年九月三〇日、完成した「明治天皇紀」を昭和天皇に奉呈する際の「明治天皇紀ヲ進ムル表」⁽²³⁾の中で述べている。また臨時帝室編修

官渡辺幾治郎は、「編修方針の詳細なことは最初より一定不動とは行かなかつたやうだ。私はそこに三回の変更を見た⁽²⁴⁾」と述べている。

この金子や渡辺の話のように具体的な編修方針についてはながい編修期間を通じて徐々に固まっていたと見てよいであろう。以下、そのことを確認してみよう。

まず編修が開始された直後の大正四年一月三〇日制定の「編纂要綱」では「一 全部編修ノ功程ハ大約五年ヲ以テ卒業ヲ期シ進捗スル事」、「一 参考用トシテ年表ヲ調製スル事」、「一 明治四年以前ノ材料ハ主トシテ維新史料編纂会蒐集ノモノヲ借覧拔萃スル事」、「一 明治天皇実録ハ専ラ御盛徳御聖蹟ヲ主トシテ編纂スルモノニシテ国史ノ編纂トハ自ラ其主旨ヲ異ニスルモノトス」とごく基本的なことを規定していた。

ついで編修開始から編修功程の「大約五年」を約一年半後に迎える大正七年八月、金子副総裁及び藤波御用掛は、それぞれ明治天皇紀の編修方針について意見を土方総裁に建議する。金子は、天皇は国を以って家となすので明治天皇紀は天皇の御言行を記述する伝記であると同時に、天皇の治世中に起きた重要事件及び国勢の隆替を録する国史であるべきであると。また藤波は、明治天皇紀は天皇の盛徳を経とし、偉業を緯として編修するを要する、即ち天

皇の祖宗を崇ひ臣民を憐れみ忠孝の教えを垂れ、立憲の政を創めたことは盛徳中の盛徳と奉ることで、また維新の大業は百揆の基となり教育の普及、実業の振興、国防の充実、版図の拡大、経済の発展等は偉業中の偉業としなければならないことなので、これらを御紀中の骨子として、その他の盛徳は偉業と俱に之を叙述しなければならぬとした。

こうした意見により同月、天皇紀の体裁、資料採録の範囲等を詳細に定めた「御紀編修二関スル綱領」を作成し、①部体制を三部体制とし、編修官は各々その一部を分担し、編修官補を督して資料に基づいて事を以って日に繋げ、日を以って月に繋げ、月を以って年に繋げて、その要領を提げて綱として、資料をその下に排列して目とする、②編年綱目体の資料採録仮稿本を作製し、編修官長はその仮稿本を根拠として天皇紀を編修することとする、③仮稿本の作製及び天皇紀の編修年限は、向こう約一〇ヶ年とし、資料採集規程及び編纂規程を定め、資料採集主任を置き、藤波御用掛を以ってこれにあてるとした。そして大正七年一月、宮内大臣波多野敬直に内申して承認を得る。こうして編修を進めるための方法論的、或いは技術論的な面でのルールがかなり明確となった。

さらに田中総裁免職後、特命により総裁の職務を摂行(総裁は副員)していた金子副総裁は、内外の政治家、学者の

意見を徴し、また山県、松方、西園寺の三顧問に相談して編修の方針の基礎及び範圍を明確にして、聖皇の伝記であるとともに、日本帝国の歴史たる明治天皇紀を編修することに決定する。そして大正九年五月一日付で上奏して裁可を得ると共に、左のような新たな編修綱領である「明治天皇紀編修綱領」を定めその方針をもつて編修事業を進行する方針を採ることにする。これにより「明治天皇紀」編修の骨太のバックボーンが形成された。

明治天皇紀編修綱領

- 一 天皇ハ国ヲ以テ家トシ給フカ故ニ天皇紀ハ天皇ノ言行ヲ記スル伝記タルト共ニ天皇ノ治世中ニ起リタル大小ノ事變國勢ノ隆替ヲ録スル国史タラサルヘカラサル事
- 二 明治天皇英邁ノ資ハ天授ニシテ史臣等ノ妄リニ論議スヘキニアラス故ニ明治天皇紀ハ天皇ノ言行ヲ事實ノマ、ニ記述シ敢ヘテ粉飾スル所アルヘカラス若シ夫レ明治天皇紀成ルノ後直チニ之ヲ公刊スヘキヤ或ハ其ノ幾分ヲ削リテ公刊スヘキヤ一二之ヲ聖断ニ待ツヘキモノナル事
- 三 明治天皇ニ奉侍シテ内外ノ枢機ニ參画シタル輔弼ノ老臣勲旧ノ百僚ハ皆明治時代ヲ築クニ与リテ力

アルモノナルヲ以テ其ノ功績ヲ記スヘシ又民間ニアリテ文明ノ進歩ニ寄与シタル者ノ事蹟ヲ記録スヘキ事

- 四 明治天皇紀ハ主トシテ編年体ニ抛リ必要ニ応シテハ記事本末ノ体ヲ參ヘ用キル事

- 五 明治天皇紀ハ明治天皇御降誕以後ノ事ヲ記録スルモノトス嘉永前後ノ形勢ヲ記述スルモノニ因リテ時勢ノ由ツテ来ル所以ヲ示スモノナルヲ以テ其ノ大略ヲ述フルニ止ムル事

- 六 明治時代国内形勢ノ推移ハ外勢ノ刺激ニ因ルコト多キヲ以テ明治天皇紀ハ内政ニ関聯シテ外勢ヲ叙録シ以テ其ノ内外相交渉スル所以ヲ明ラカニスル事

- 七 明治天皇紀ハ勅旨ヲ奉シテ撰修スル所ナルヲ以テ其ノ文字ノ排列ニハ擡頭闕字ノ例ヲ踏マサル事
- 八 簡人ノ著述ニ係ル歴史又ハ伝記ハ事實ノ出所ヲ証明スル例アリト雖トモ明治天皇紀ハ史臣課ヲ分チ証ヲ挙ケ檢討ヲ尽クシタルモノナルヲ以テ別ニ出所ヲ挙クルヲ要セス但シ資料ハ長ク宮中ノ一局ニ保存スル事

- 九 明治天皇紀ノ文章ハ時文ヲ用キ仮名用法ハ文部省ノ定メタル仮字用字格ニ抛ルヘシ但シ熟語又ハ名

称等ハ当時慣用シタルモノニ従フ事

十 明治天皇紀ハ之ヲ欧文ニ翻訳スルコト但シ翻訳開
始ノ時期ハ史局事業ノ繁閑ニ従ヒテ別ニ之ヲ定ム
ル事

十一 明治天皇御一代中ノ重ナル事蹟ヲ図画ニ表シ之ヲ
明治天皇紀附録トスル事

四、資料採録と談話聴取

「明治天皇紀」は、どのような史料を用いて編修したのであろうか。編修では原史料そのものを蒐集したのではなく、ほとんど原史料の筆写、或いはタイプ印字により蒐集するという形態を採った。その史料の性格から左のように分けることができる。

一、「侍従日誌」をはじめ宮内省の龐大な量の公文書、同じく政府の大量の公文書、伊藤博文、井上馨等の政府要人の許に集積された大量の書翰・書類等。具体的には刊行された『明治天皇紀』の各記事末に記された典拠史(資)料名からそれらの史(資)料名が判明する。

二、維新史料編纂会所蔵史料。大正四年七月一日、維新史料編纂会との間で「維新史料編纂会ト協定事項」が結ばれ、人事交流と材料蒐集に関する協力関係が確立する。ついで大正六年一〇月二三日、「維新史料編纂会ト協定

事項」に関連する「覚」書が結ばれ、具体的協力が確認される。こうした協力関係により維新史料編纂会が所蔵する幕末維新期の各種史料を写本という形で蒐集する。

三、各都道府県庁・各市町村の市役所・役場所蔵の公文書・府県市町村史、民間諸機関所蔵の所蔵資料、新聞・雑誌。こうした資料を蒐集するための出張調査は、大正九年度から昭和七年度までの間に全国に及ぶ(左表参照)。

《各年度別府県道市出張回数》

年度	府	県	道	市	合計	出張人員
大正 9 年度	1	4		4	9	
大正 10 年度	1	3		10	14	11
大正 11 年度	1	5		4	10	27
大正 12 年度	1	10		17	28	23
大正 13 年度	2	9		19	30	21
大正 14 年度	2	6		7	15	37
大正 15 年度	3	13	1	16	33	39
昭和 元 年度	2	13		15	30	24
昭和 2 年度	1	4		2	7	9
昭和 3 年度	2	10		19	31	12
昭和 4 年度	1	6	1	9	17	14
昭和 5 年度		5		3	8	6
昭和 6 年度		2		2	4	9
昭和 7 年度						
合計	17	90	2	127	236	232

その出張調査を①北海道、②東北、③関東、④甲信、⑤北陸、⑥東海、⑦関西、⑧中国、⑨四国、⑩九州の各方面別・府道府県市別に回数を表示すると左のようになる。府県道市ごとの回数は府Ⅱ一七回、県Ⅱ九〇回、道

＝二回、市＝一二七回、出張人員は延二三二名にのぼる。

①北海道二回・札幌市二回・函館市二回・小樽市二回・室蘭市一回　計九回

②青森県二回・青森市一回・弘前市一回／岩手県一回・盛岡市一回／宮城県一回・仙台市一回／秋田県一回・秋田市一回／山形県一回・山形市一回・米沢市一回／福島県一回・福島市一回　計一五回

③茨城県二回・水戸市二回／栃木県四回・宇都宮市四回／群馬県三回・前橋市三回・高崎市二回／埼玉県四回／千葉県五回・千葉市一回／東京都六回・八王子市一回／神奈川県一回・横須賀市一回　計四九回

④山梨県一回・甲府市一回／長野県三回・長野市一回・松本市一回・上田市一回　計八回

⑤新潟県二回・新潟市一回・長岡市二回・高田市一回／富山県一回・富山市一回／石川県一回・金沢市一回／福井県二回・福井市一回　計一三回

⑥静岡県八回・静岡市二回・沼津市一回・浜松市一回／愛知県三回・名古屋市四回・岡崎市一回／三重県四回・山田市四回・四日市市一回・津市二回　計三一回

⑦滋賀県六回・大津市二回／京都府九回・京都市一二回／大阪府二回・大阪市八回・堺市二回／兵庫県五回・神戸市八回・姫路市二回／奈良県一回・奈良市二回

計五九回

⑧岡山県二回・岡山市二回／広島県二回・広島市二回・呉市二回／山口県五回・下関市五回・門司市四回　計二四回

⑨香川県二回・丸亀市三回・高松市三回／愛媛県一回・松山市一回　計一〇回

⑩福岡県一回・福岡市三回・久留米市一回／佐賀県一回／長崎県一回・長崎市三回・佐世保市一回／熊本県三回・熊本市三回・鹿児島市二回　計一九回
こうした出張調査の特色としては、つぎのような点をあげるができる。

・京都府を中心とする大阪府・奈良県・兵庫県・滋賀県の関西地域、東京府を中心とする茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・神奈川県・関東地域を合わせると全体の約四五%を占めている。これは言うまでもないことではあるが、両地域には御紀編修上に欠かせない関係史（資料、例えば明治天皇や岩倉具視等の行幸や政治家の史（資料）料が豊富に存在することによる。

・静岡県と山口県の両県は、コンスタントに調査が行われている。静岡県はいくつかの御用邸があることも反映している。山口県はやはり木戸孝允、伊藤博文、山県有朋等の長州藩系の政治家を多く輩出しているか

らであろう。

・北海道・東北地方は大正一五年（昭和元年）と昭和五年に集中している。両地方での調査は、明治前期に行われた巡幸に関係してのものと考えられる。

・大正一二年から昭和四年にかけて出張調査が頻繁に行われる。但し昭和三年は大幅に減少しているが、これは同年に即位大札の儀式が行われたためと考えられる。
・和歌山県・鳥取県・島根県・高知県・大分県・宮崎県には出張調査がない。これは明治天皇の行幸がなかったことによるものと考えられる。

四、明治天皇の御手許に集積した書類群である明治天皇御手許文書。これは明治天皇の薨去後、最終的に内大臣府が管理していたことから内大臣府文書とも称される。この文書の調査は、最初、藤波言忠が御紀の編修に欠くべからざる貴重資料であると判断し、大正九年～同一〇年にかけてその一部を採取（但し調査内容から中途で終わったものと考えられる）。ついで昭和四年六月一七日、内大臣府中に臨時明治天皇御手許書類取調掛が設けられ、六ヶ月以内に取調を了することとされた。宮内大臣口達を以って三上編修官長⇨取調顧問、本多御用掛、渡辺、上野、本居の三編修官⇨取調員、沢辺、布施、松本、深谷の四編修官補⇨同補助が命じられ、爾來調査に従事す

る。なお調査は、予定の期限に完結できず、翌昭和五年二月末日に至り漸く調査を完了する。⁽²⁵⁾

五、各方面の側近奉仕者からの談話聴取・講演。御紀編修のために集められた情報は、決して文字史（資料に限るものではなかった。現在その重要性が唱えられているオーラルヒストリーによるものも積極的に蒐集している。その各年別の実施件数は、左の如くである。なおこれらの談話聴取の実施件数（複数年に涉る場合は、各年一件とする）を年別に分けるとつぎのようになる。⁽²⁶⁾

実施年	件数
大正 5年	7件
6年	2件
7年	2件
8年	1件
9年	0件
10年	2件
11年	2件
12年	0件
13年	11件
14年	2件
15年	18件
昭和 2年	9件
3年	18件
4年	6件
5年	1件
年不詳	2件

三上が編修官長に就任したのが大正一五年五月で、同年の談話聴取一七件中、五月以降のものが一六件であることから同年以降の談話聴取への積極的取り組みは三上の編修官長就任と関連があるのではないか。さてこれらの談話聴取・講演の一覧を左に掲げる。なおこれらの談話記録のうち、*印の付いているものは宮内庁書陵部で閲覧できるものである（確認にあたって一部推定したものもある）。

- 1 編修官長股野琢「正倉院御物整理」(大正五年一月二二日)
- 2 伯爵土方久元「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」自大正五年一月二六日至同六年二月二一日)
- 3 海軍中将川島令次郎「明治天皇御事蹟」(広島大本營御駐輦中)。(大正五年三月七日・四月一八日・五月一七日・六月七日)
- 4 子爵藤波言忠「大阪御親征、御東幸、小御所会談前後ノ御供物」(大正五年三月二四日)
- * 5 伯爵田中光顕「明治天皇御事蹟」(賢所御親祭、国政ニ殉シ給フ御覚悟外三項)。(大正五年四月四日)
- 6 侯爵中山孝麿「明治天皇御幼少時御事蹟」(大正五年六月二五日)
- 7 男爵有地品之允「横須賀行幸、九州御巡幸他」(大正六年一月六日)
- 8 男爵村田経芳「明治天皇ニ射的ヲ御教授申上ケ奉リタル事 村田銃並ニ越後口戦争ノ事」(大正七年二月)
- 9 侯爵浅野長勲「王政復古、大号令ノ渙発、小御所会談他」(大正七年六月二一日)
- 10 佐々木光文「明治元年御即位当日ノ氣象、戸屋主ノ事他数項」(大正八年一〇月一九日)
- 11 旧一条家六位侍下橋敬長「見聞事項」(四親王家、門跡他数十項)。(大正一〇年自五月二二日至六月末日)
- 12 旧一条家六位侍下橋敬長「朝廷ノ実務ト儀礼、女官ノ制度ト其ノ職掌、京都守護職ノ職掌、質疑応答数件」(大正一〇年 七月二五、六日)
- 13 子爵栗野慎一郎「条約改正談」(大正一一年一〇月二六日)
- 14 子爵栗野慎一郎「露西亜問題」(大正一一年一月一日)
- 15 子爵三浦梧楼「開拓使払下事件反対他 明治天皇ノ御乾徳」(大正一三年四月一四日)
- 16 子爵金子堅太郎「北海道官有物払下及ヒ大隈參議免職 太政官廃止及ヒ内閣制度創設他十数項」(大正一三年四月二六日及び二七日、五月四日、二月二八日)
- 17 子爵曾我祐準「開拓使払下問題、參謀本部次長転任、軍人勅諭、明治十五年陸海軍 整備の詔勅他十数項」(大正一三年六月二六日)
- 18 伯爵田中光顕「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(大正一三年九月)
- 19 侯爵浅野長勲「討幕ノ密勅広島藩ニ下ラザリシ理由 鳥羽伏見戦争当時山内容堂ノ態度、攘夷ヨリ開国ニ移レル動機」(大正一三年九月二八日)
- 20 侯爵浅野長勲「鳥羽伏見開戦当日ニ於ケル朝議ノ狀況」(大正一三年九月二八日)

- 21 法学博士渡辺廉吉「明治十五年伊藤公一行方塊独ニテ憲法並ニ皇室制度取調ニ関スル事情」(大正一三年一月五日)
- 22 侯爵浅野長勲「王政維新前後ニ於ケル芸州藩ノ国事鞅掌顛末」(大正一三年一月八日)
- 23 陸軍中将大島健一「明治天皇軍事ニ関スル御事蹟」(大正一四年 四月二七日)
- 24 陸軍中将比志島義輝「明治天皇御事蹟」(大正一四年 六月一〇日)
- 25 子爵金子堅太郎「明治十六年地方巡察使紀行 東京市會議員選出及ヒ辞職 明治三十三年伊藤内閣成立及ヒ同三十四年伊藤内閣辞職 乃木大将ニ関スル事項」(大正一五年)
- 26 姉小路良子「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(大正一五年二月二二日)
- 27 伯爵田中光顕「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(大正一五年五月一四日)
- 28 男爵沢宣元「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(大正一五年六月一三日)
- * 29 子爵日野西資博「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(大正一五年七月二六日・二八日、八月二日)
- 30 元典侍高倉寿子「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(大正一五年七月二七日・二八日、八月一日)
- 31 吉田銚子「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(大正一五年七月三一日)
- 32 樹下範子「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(大正一五年八月三日)
- 33 御歌所寄人千葉胤明「明治天皇御製ニ関スル聖徳」(大正一五年一〇月一三日)
- 34 男爵西紳六郎「明治天皇御逸事(各師团长各鎮守府司令長官ノ軍状奏上宸聴ノ事外二項)」(大正一五年一〇月一七日)
- 35 子爵金子堅太郎「制度調査局設置及ヒ十八年官制改正ノ事」(大正一五年二月二日)
- * 36 男爵西五辻文伸「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(大正一五年一二月八日)
- 37 日野根要吉郎「明治天皇御事蹟(御料馬、御乗馬外數項)」(大正一五年一月一〇日)
- 38 子爵栗野慎一郎「日英同盟、明治十七年天津条約締結ニ付」(大正一五年二月二日)
- 39 子爵栗野慎一郎「明治十七年朝鮮事變ニ関シ栗野慎一郎出張ノ事 竹添公使不評判ノ事外三項」(大正一五年一二月三日)
- 40 陸軍中将長岡外史「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(大正一五年一二月三日)

- 正一五年二月七日)
- 41 西郷午次郎「西郷寅太郎洋行仰付ケラレタル前後ノ事情 西郷隆盛伝記ノ事外五項」(大正一五年二月七日)
- 42 元宮内書記官栗原広太「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(大正一五年二月一〇日)
- * 43 慈光寺仲敏「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(昭和二年二月三日)
- 44 元侍医鈴木愛之助「明治天皇御事蹟(聖体拝診其他)」(昭和二年三月二六日)
- 45 児玉愛次郎「明治天皇御事蹟並ニ実歴談(井上侯刃傷一件、明治三年越中島行幸ノ事外八項)」(昭和二年三月二六日)
- 46 子爵金子堅太郎「伊藤公トカブール伝(昭和二年四月二二日)」
- 47 元侍従職勤務石山基陽「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(昭和二年五月一日・一八日・二八日)
- 48 伯爵珍田捨巳「明治九年東北御巡幸ノ際七月十五日弘前東奥義塾学生御前講演ノ事」(昭和二年六月一〇日)
- 49 元典侍千種任子「明治天皇御日常」(昭和二年九月二三日)
- * 50 宮中顧問官長崎省吾「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(昭和二年一〇月二日・一九日、二月七日)
- * 51 新山莊輔「藤波子爵ガ明治天皇ニ澳国ノ碩学スライン博士ノ憲法學進講等ノ事蹟」(昭和二年一月七日)
- 52 宮中顧問官海軍中将川島令次郎「明治天皇御事蹟明治廿七年広島大本營設置ヨリ東京還幸後マデ」並ニ実歴談」(昭和三年二月三日・一五日)
- 53 海軍中将子爵小笠原長生「明治天皇聖徳(東郷大将、乃木大将、小笠原子爵ニ関スル事)並ニ実歴談」(昭和三年二月二日)
- 54 元侍従男爵沢宣元「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(昭和三年三月七日)
- 55 元侍従武官海軍大将有馬良橘「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(昭和三年四月四日)
- 56 元侍従武官海軍中将松村龍雄「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(昭和三年四月一日・二五日)
- * 57 柳原愛子「明治天皇御事蹟」(昭和三年四月二日)
- * 58 元侍従職出仕子爵藪篤磨「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(昭和三年五月二二日)
- 59 元侍従武官陸軍中将白井二郎「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(昭和三年五月三〇日)
- 60 海軍大佐八田裕二郎「東伏見宮依仁親王英国ニ御留

- 学ノ時御附武官トシテ御輔佐ノ実歴談」(昭和三年六月一三日)
- 61 元侍従武官陸軍中将高橋義章「明治天皇御事蹟並二実歴談」(昭和三年六月二〇日)
- 62 元侍従武官海軍中将関野謙吉「明治天皇御事蹟並二実歴談」(昭和三年六月二〇日)
- 63 元侍従武官陸軍少将男爵上田兵吉「明治天皇御事蹟(御不例当時ヨリ崩御後ニ渉ル並ニ聖徳ノ御事)」(昭和三年七月一日)
- * 64 伯爵万里小路通房「明治天皇御事蹟並二実歴談(御幼少時代(御即位迄)ノ御模様外質問応答數十件)」(昭和三年七月二〇日)
- * 65 元侍医寮御用掛藤木経輝「明治三八年当時皇太子殿下(大正天皇)ノ御鍼治奉仕、同四十一年頃明治天皇ノ御鍼治奉仕拜命其他実歴談」(昭和三年九月一日)
- 66 御歌所寄人阪正臣「明治天皇御歌道」(昭和三年九月一九日)
- * 67 工藤一記「華族子弟ノ教育ニ関スル明治天皇ノ聖旨並ニ学習院沿革等」(昭和三年一〇月一日)
- 68 公爵西園寺公望「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(昭和三年一〇月一〇日、一二月一三日)
- 69 伯爵壬生基義「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(昭和四年一月六日)
- 70 海軍大将子爵齐藤实「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(昭和四年三月二七日)
- 71 旧女官生源寺伊佐雄「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(昭和四年五月三日)
- * 72 子爵日野西資博「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(昭和四年五月二二日・二四日)
- 73 元侍従職出仕子爵園池公致「明治天皇御事蹟並ニ実歴談」(昭和四年六月一九日)
- 74 元宮内省調場師目賀田万喜「明治天皇御乘馬二付」(昭和四年一月四日)
- * 75 伯爵伊東巳代治「伊東巳代治談話筆記」(昭和五年五月二〇日)
- * 76 伯爵大原重朝「大原重朝談話」(実施年月日不詳)
- * 77 男爵目賀田種太郎「男爵目賀田種太郎談話」(実施年月日不詳)
- その他
- 臨時帝室編修局での資料の蒐集は、原史料を蒐集するのではなく、写し取るという形態での蒐集である。そこで史料の借入に関して借入先、借入史料数を確認するとつぎのようになる。

《図書購入、寄贈、作製数調》

年次	購入点数	寄贈点数	副本製作点数 (写真ヲ除ク)
大正 4 年	525	712	4
大正 5 年	929	668	10
大正 6 年	643	61	145
大正 7 年	158	100	177
大正 8 年	182	164	136
大正 9 年	86	270	238
大正 10 年	219	554	216
大正 11 年	219	181	262
大正 12 年	189	139	241
大正 13 年	135	148	328
大正 14 年	144	75	239
大正 15 年	1,438	300	59
昭和 2 年	237	222	259
昭和 3 年	260	138	139
昭和 4 年	440	50	172
昭和 5 年	238	123	137
昭和 6 年	106	141	137
昭和 7 年	104	121	157
計	6,252	4,267	3,056

合計 13,575 点

以上の外に当局に於て撮影せる写真概略 1,000 枚あり

六、また「明治天皇紀」の編修では各種図書も活用されている。その購入・寄贈・作製数は左に掲げる。

年次	史料借入 先諸向数	借入史料 数
大正 4 年	33	4,770
大正 5 年	63	6,369
大正 6 年	33	3,458
大正 7 年	28	3,972
大正 8 年	66	4,814
大正 9 年	49	3,298
大正 10 年	37	4,199
大正 11 年	46	2,643
大正 12 年	51	1,585
大正 13 年	39	2,631
大正 14 年	32	4,092
大正 15 年	67	2,593
昭和 2 年	61	2,686
昭和 3 年	43	1,544
昭和 4 年	47	2,206
昭和 5 年	38	4,696
昭和 6 年	30	2,975
昭和 7 年	26	2,848
昭和 8 年 3 月マデ	10	1,423
計	799	62,802

五、編修の進捗状況と編修期間の延長

「明治天皇紀」の編修は、開始して見るといろいろの問題が生じて中々進捗しなかった。特に「明治天皇紀」のあり方をめぐる問題は、編修期間を何度か延長させる一因となった。編修期間は、最初大正五年、大正七年段階で向こう約一〇ケ年、大正一五年段階で大正二〇年までに結了、昭和五年段階で翌六年から向こう二年間の延長というように延長に延長を重ねた。これは臨時編修局発足当初から編修方針、天皇紀のあり方等について明確なものがなかったため、編修を進める中でそれらが決まっていたこと、関係史（資）料が天皇の逝去から時間が経てば経つほど出されてくる

《第一次稿本編修工程表（昭和6年6月）》

年度	大正 15年	昭和 2年	昭和 3年	昭和 4年	昭和 5年	昭和6 年6月	計
第1部（嘉永5年～明治3年）		4冊	10冊	17冊	21冊	23冊	75冊
第2部（明治4年～同14年）	4冊	13冊	8冊	11冊	14冊		50冊
第3部（明治15年～同31年）	2冊	13冊	10冊	7冊	34冊	43冊	109冊
第4部（明治32年～同45年）	3冊	9冊	6冊	16冊	35冊	31冊	100冊
計	9冊	39冊	34冊	51冊	104冊	97冊	334冊

《既成稿本年次回冊数調》

回	年 月	冊 数	対 象 年
第1回	大正15年 4月	9冊	明治5年 同6年 同15年 同16年 同32年 同33年
第2回	昭和 2年12月	39冊	嘉永5年 同6年 安政1年 同2年 慶應3年 明治7年 同8年 同9年 同17年 同18年 同19年 同20年 同34年 同35年 同36年
第3回	昭和 3年12月	34冊	文久元年 同2年 元治1年 同2年 慶應明治1年 明治1年8月まで 同10年 同21年 同22年の一部
第4回	昭和 4年12月	51冊	安政6年 万延1年 慶應2年 明治1年11月まで 同27年 同11年 同12年同22年の残部 同25年 同38年 同39年
第5回	昭和 5年12月	104冊	安政3年 同4年 同5年 明治1年12月 同2年1月～6月 同3年1月～9月 同28年1月～6月 同13年 同14年 同24年 同25年 同26年 同40年 同41年 同42年
第6回	昭和 6年12月	97冊	明治2年7月～12月 同3年10月～12月 同4年 同28年7月～12月 同29年 同30年 同31年 同43年 同44年 同45年

《御紀資料稿本編成調》

提 出 年	冊 数	備 考
大正 7年12月	73冊	
大正 8年 6月	68冊	
大正 8年12月	62冊	
大正 9年 6月	89冊	
大正 9年12月	26冊	大正9年より10年に互り年表17冊の編纂に従事せるを以ってその間資料稿本の編成自ずから影響を蒙る
大正10年12月	96冊	
大正11年 6月	62冊	
大正11年12月	65冊	
大正12年 6月	69冊	
大正12年12月	81冊	
大正14年 6月	59冊	大正13年以後御紀の編修に着手せるを以って資料稿本は定期に編成提出せしめず
大正14年 7月以後編成せられたるもの	618冊	
	4冊	小引総目次の増補
計	1,372冊	

等、編修を取りまく環境が変化し続けたことが大きな要因であったものと考えられる。

また本稿では紙数の関係から詳しく進捗状況を説明できないので、ここでは①第一次稿本編修功程表、②既成稿本年次回数冊数調、③御紀資料稿本編成調を紹介することににより編修期間後半の状況を理解する一助とする。

その後補正稿本（第二次稿本等）が編修され、その結果昭和八年、編修は①明治天皇紀二六〇巻（献上・宮内大臣〈湯浅倉平〉・事務用各一部）、②明治天皇紀副本（ガリ版刷。四〇部／一部二二六〇冊）、③明治天皇紀原稿（一部二六〇冊）、④資料稿本（一三四四冊）、⑤年表稿本（一七冊）、⑥御紀要目（六冊）を作成し遂に完了した。

六、近現代の歴史学との関係

以上、「明治天皇紀」編修が近現代の歴史学においてどのような位相を占めるのかということを意識してその編修の実態を検討してきた。

そこから導き出されたものは、たとえ宮内省で行われた天皇の伝記編修であっても、「明治天皇紀」の編修では歴史的事実関係を検証・確定することに力点を置き、可能な限り関係史（資料）を蒐集していたということである。その根底に近代史学の方法・精神である実証主義を据え、あ

くまでも事実関係を明らかにする姿勢を貫こうとしたことが伝わってくる。実際「明治天皇紀」の記述は、実証主義に基づいた堅実なもので、それは各記事を書くに際して典拠とした史料を読み直してみても実感され、明治天皇と明治史を理解する上で有用な文献であるとの評価を素直に受け入れることができる。

しかし官製版、それも宮内省による編修ということから偏った歴史観、或いは特定のイデオロギーが注入されたものとの見方もある。確かに編修方針では明治天皇の事蹟を顕彰する云々を第一義にしているのであるから、その編修意図の中に明治時代の発展を「偉大な開明君主＝明治天皇」と結びつける論理が作用していることは事実である。それは大正九年五月の「明治天皇紀編修綱領」が追求した明治天皇像からも明らかである。

だが明治維新を含め明治時代の歴史を編纂することは、政治と歴史認識が深く結びつくことになり、それが政治そのものとなることを当事者達も理解していた。それは「維新史」を編纂することを目的に設けられた維新史料編纂会の発足の経緯を知るにつけても理解される。⁽²⁷⁾明治国家の指導者達は、日清・日露の両戦争を経てようやく国民相互間に共有された国家意識―旧藩意識を乗り越え大國、強國としての「大日本帝國」という国家意識―に幕末・維新期の

歴史編纂が「対立した時代」の政治をいやが上にも呼び覚まし、そのことが「大日本帝国」の存立基盤にヒビを入れることを恐れたのである。

そのために一方に偏らない事実を事実として叙述する歴史編纂方針が全面に出てきた。性急な歴史認識より事実の解明を最優先するという方法である。ここに実証主義に基づく編修が志向された。それはあからさまな政治との関係が当然の如く非難の材料となることを理解している宮内省にしてみればなおさらで、「明治天皇紀」の編修にはそのことがより強く求められた⁽²⁸⁾。

繰り返しになるが「明治天皇紀」の編修は、一次史(資)料を基にできる限り事実関係を明らかにするという実証主義に基づく編修方針を前面に出したものである⁽²⁹⁾。尤も歴史編纂はそれほど単純、簡単なものではない。ましてや官製版の歴史編纂にはイデオロギーの問題も含めて種々の要素が入り込み、いろいろな問題を生じ、そこに限界があることは指摘するまでもない。そこで重要な役割を担ったのが、実際に編修に従事した三上参次をはじめとする御用掛・編修(官)達である。

彼らは、学問を極めた人物達、高等教育機関で近代史学を学んだ人物達である。勿論、彼らにもそれぞれ独自の歴史観やイデオロギーがあったであろう。しかし「明治天皇

紀」を読んで見ると、抑制のきいた、簡潔な文章からできるとする。これは歴史を叙述する難しさを充分認識していた彼らが検討に検討を重ねた結果、ようやく到達した歴史叙述のスタイルであった。

編修の現場は、決して偏狭なイデオロギーに振り回された訳ではない。「明治天皇紀」という成果をどのように活用するかは、いつにかかって我々自身がどれだけしっかりとした歴史観を持って「明治天皇紀」を読み込んでいくにかかっている。

註

(1) 「明治天皇紀」は、政府の明治百年記念事業の一環として昭和四三年から同五二年にかけて宮内庁から順次刊行された(全一二巻及び索引一巻)。

(2) 拙稿「明治天皇紀」編修と金子堅太郎(『日本歴史』第六六一号)、同「臨時帝室編修局史料「明治天皇紀」談話記録集成」について、「明治天皇紀」編修と関連させて(堀口修監修・編集「臨時帝室編修局「明治天皇紀」談話記録集成」第九巻(ゆまに書房、二〇〇三年)所収)、同「維新史料編纂会と臨時編修局の合併問題と協定書の成立過程について」(『日本大学精神文化研究所紀要』第三六集)、同「歴史家渡辺幾治郎について」(『明治天皇紀』編修との関連から) (同監修・編集「明治天皇関係文

《自大正4年至昭和8年 臨時帝室編修局予算及決算表》

年 度	予算 (円)	決算 (円)	額(円)印ハ超 過決算	
大正4年度	35,539.00	22,556.71	12,982.29	臨時部
同 5年度	33,675.00	32,740.48	934.52	同 上
同 6年度	41,476.00	35,475.46	6,000.54	同 上
同 7年度	48,106.18	48,579.65	△ 473.47	經常部
同 8年度	53,955.00	57,467.05	△ 3,512.05	同 上
同 9年度	65,521.00	78,352.63	△ 12,831.63	同 上
同 10年度	99,325.00	102,950.85	△ 3,625.85	同 上
同 11年度	111,751.00	95,009.76	16,741.24	臨時部
同 12年度	111,685.00	89,776.37	21,908.63	同 上
同 13年度	102,976.00	90,963.57	12,012.43	同 上
同 14年度	98,587.00	87,051.56	11,535.44	同 上
同 15年度	98,979.00	89,589.22	9,389.78	同 上
昭和1年度				
同 2年度	98,992.00	88,867.96	10,124.04	同 上
同 3年度	99,762.00	88,033.99	11,728.01	同 上
同 4年度	99,760.00	89,618.90	10,141.10	同 上
同 5年度	100,244.00	88,826.71	11,417.29	同 上
同 6年度	99,653.00	86,790.33	12,862.67	同 上
同 7年度	98,367.00	91,590.45	6,776.55	同 上
同 8年度	82,081.00	53,796.87	28,284.13	決算欄記入ノ 金額ハ自1月 至9月支出
計	1,580,434.18	1,418,038.52	162,395.66	

(5) なお編修期間全体を通じた予算は、左の如くであった。

(4) 『官報』大正三年二月一日付。
 (3) 『官報』大正三年二月一日付。
 (2) なお臨時(帝室)編修局の顧問として山県有朋、大山巖、松方正義、井上馨、徳大寺実則、西園寺公望、杉孫七郎、香川敬三、幹事・主事・事務官として近藤久敬、西義一、豊原資清、本多辰次郎、藤井宇多治郎の名をあげることができ。

《臨時帝室編修局職員年次調》

大正3年	15名
4年	55名(兼2名)
5年	62名(兼2名)
6年	64名(兼4名)
7年	65名(兼4名)
8年	66名(兼5名)
9年	72名(兼4名)
10年	64名(兼2名)
11年	56名(兼2名)
12年	57名(兼1名)
13年	57名(兼1名)
14年	60名(兼1名)
15年	56名(兼1名)
昭和2年	58名(兼1名)
3年	58名(兼1名)
4年	56名(兼1名)
5年	58名(兼1名)
6年	57名(兼1名)
7年	57名(兼1名)

(12) なお総裁人事については一時、末松謙澄の名前が上がっ

(11) なお大正三年から昭和七年までの編修局の総裁以下の全体数(給仕・小使も含む)は左の如くであり、大正九年末が七十二名で最も多く、後は大正三年を除き大体六〇名前後で、昭和年間には五〇名代後半となっている。

(10) 『官報』大正五年一月六日付。
 (9) 『官報』大正五年一月六日付。
 (8) 『官報』大正七年六月八日付。
 (7) 『官報』大正七年六月八日付。
 (6) 『官報』大正七年六月八日付。
 (5) 『官報』大正七年六月八日付。
 (4) 『官報』大正七年六月八日付。
 (3) 『官報』大正七年六月八日付。
 (2) 『官報』大正七年六月八日付。
 (1) 『官報』大正七年六月八日付。

ていたが、山県有朋が土方久元の名前を上げたことにより末松が総裁に就任することはなかった(詳しくは拙稿「末松謙澄について―末松子爵家所蔵文書」の理解に寄せて―付「末松子爵家所蔵文書」収載文書一覽)(堀口修監修・編集「公刊明治天皇御紀編修委員会史料 末松謙澄子爵家所蔵文書」下巻所収) 参照。

(13) 詳しくは前掲「維新史料編纂会と臨時編修局の合併問題と協定書の成立過程について」を参照。

(14) 渡辺幾治郎「明治史研究」(楽浪書院、一九三四年)、三七一頁。なお藤波については柴田紳一「藤波言忠伝」(藤波家文書研究会編「大中臣祭主 藤波家の歴史」(統群書類従完成会、一九九三年)所収)が詳しい。

(15) 渡辺によると股野は近代の史学などは多く了解しない官僚出身の漢学者で、単に御言行や聖徳を録する位の考えの編修(巨)長であったと語っている(前掲「明治史研究」、三三三頁)。

(16) 渡辺によると、竹越は「天皇紀即国史」との立場から天皇紀は天皇の言行を叙述すると共に「天皇の治世中に起りたる大小の事変、国勢の隆替」を録するという独特の天皇紀観を持っていたという。そして天皇紀はどういう風に記述するかという見通しがついたという(前掲「明治史研究」、三三三―三三四頁)。なお竹越については高坂盛彦「ある明治リベラリストの記録 孤高の戦闘者 竹越興三郎」(中央公論社、二〇〇二年)を参照。

(17) 渡辺によると、三上は天皇紀と国史の区別を認めながらも、天皇紀は「統治の歴史」を主眼とし、かつ時勢の背景も必要に応じて簡明に記述した上で、天皇を離れた国

史は天皇紀ではないとする姿勢であったという(前掲「明治史研究」、三七四―三七五頁)。なお昭和九年七月に公刊明治天皇御紀編修委員会が設置されると、三上は編纂長に就任する。三上の生涯及び業績については、高橋勝浩「宮内庁書陵部所蔵三上参次「御進講案」追補―三上参次略年譜・主要著作目録・主要人名索引」(國學院大學日本文化研究所紀要「第九七輯」)が詳しい。

(18) 前掲「明治史研究」三七〇頁。

(19) 渡辺は、上野が有職故実の学の造詣が深く、特に宫廷方面の故実では恐らく当代の権威者であったと評している。(前掲「明治史研究」、三七二頁)。

(20) 歴史家としての渡辺の経歴、歴史観、業績等については前掲「歴史家渡辺幾治郎について―「明治天皇紀」編修との関連から―」を参照。

(21) 現在、「明治天皇紀」の本文編修の姿、具体的には編修上、総裁や編修官長が本文原稿にどのような手を加えたのかの一例として、編修官補の深谷博治が編修した「写真図説 明治天皇」(講談社、一九六八年)の六八―六九頁に、明治二七年八月一日の宣戦奉告祭に関する記事に金子三上の筆が入っている原稿が掲載されている。これなどは本文編修の姿を具体的に伝える好個の資料である。

(22) 宮内庁書陵部所蔵「ルーズヴェルト氏ヨリ金子子爵へノ書簡」(函架番号/明一八九六)。

(23) 宮内庁書陵部所蔵・臨時帝室編修局「編修事業録」三。

(24) 前掲「明治史研究」、三三七頁。なお渡辺なりに編修方針をめぐる諸問題をどのようにみていたのかということについては、前掲「歴史家渡辺幾治郎について―「明治

天皇紀」編修との関連から」を参照。

(25) 詳しくは前掲「臨時帝室編修局史料「明治天皇紀」談話記録集成』について」を参照。

(26) この年別件数はあくまでも現在確認される史料からのものである。

(27) 大久保利謙・小西四郎「『維新史』と維新史料編纂会の過去と現在」(復刻版『維新史』別冊付録(吉川弘文館、一九八三年)参照。

(28) この実証主義は、厳格に見ると政治との間に一定の距離を取るため、ある面で御都合主義的であったとの批判も成り立つであろう。しかし結果として実証主義が深く根付いて実践されたことに低い評価を与えることはできない、と筆者は考えている。

(29) 御紀の編修に使用された史(資)料の多くは、現在、宮内庁書陵部が所蔵している。また渡辺幾治郎の許に残ったものは前掲「渡辺幾治郎収集謄写明治資料」として早稲田大学図書館特別資料室が所蔵している。この渡辺謄写資料は、貴重なものとして歴史研究に貢献している。また深谷博治の許に残ったものも早稲田大学文学部史学資料室に保管されている(荒船俊太郎「深谷博治旧蔵文書の研究」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究』第二号)。なお筆者は、現在、金子堅太郎をはじめとする臨時帝室編修局の人物達の関係資料を調査している。調査が済み次第、順次報告する予定である。

(宮内庁書陵部編修課首席研究官)